

# 総務省 提出資料



令和元年 12月2日

地域力創造グループ  
地域情報政策室

# ＜個人情報保護条例の制定状況等＞

## 個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

### 《条例の制定状況》

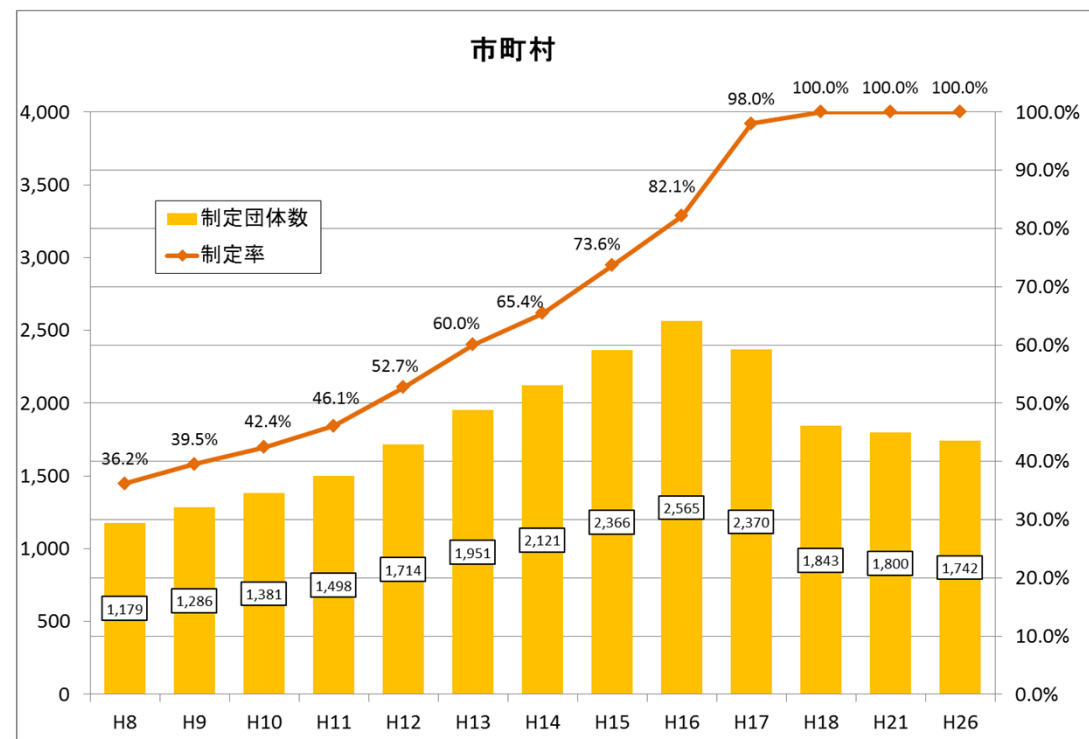
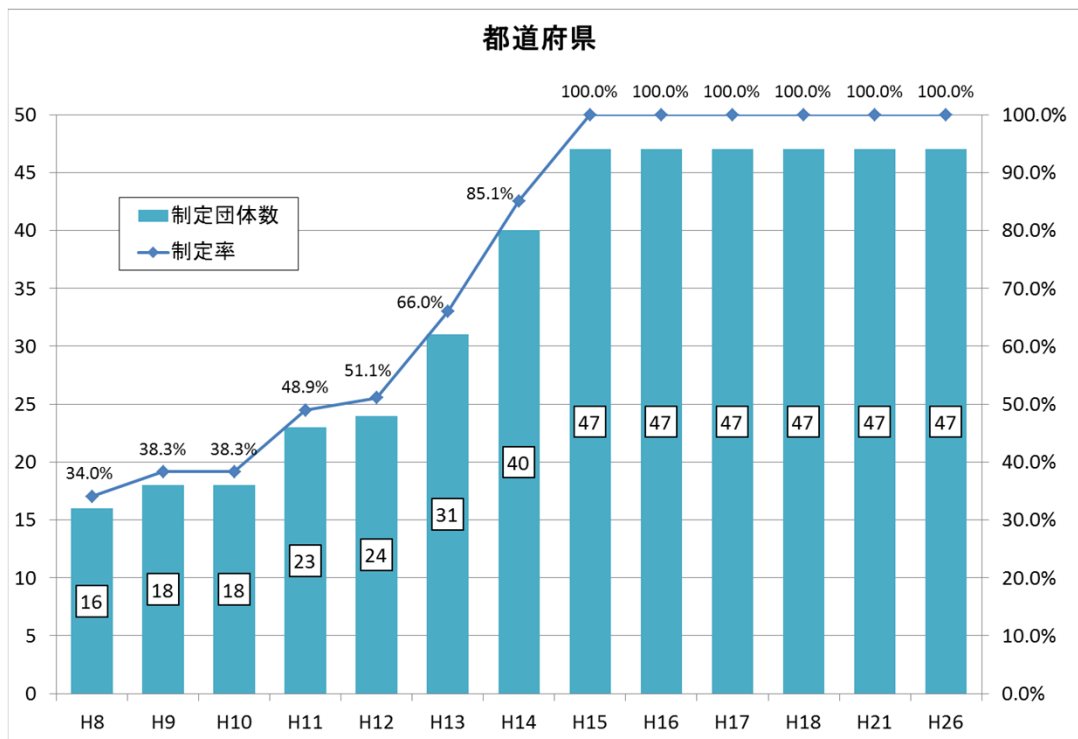
検討開始時	(平成11年)	都道府県	48.9%	市区町村	46.1%
法成立時	(平成15年)	都道府県	100%	市区町村	73.6%
法全面施行時	(平成17年)	都道府県	100%	市区町村	98.0%

### 《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

# 個人情報保護条例の制定状況

個人情報保護対策に係る条例の制定率は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、100%となっている。



# 個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

平成15年に成立した個人情報保護法では、地方公共団体については条例により規律することとされた。

## ○個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抜粋)

- ・ 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(個人情報の保護に関する法律 第5条)
- ・ 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。(個人情報の保護に関する法律 第11条第1項)

## ○個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日 閣議決定)(抜粋)

### 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

#### (1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

## 1. 調査対象

都道府県、市区町村及び一部事務組合等

※一部事務組合等とは、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団をいう。

## 2. 調査基準日

4月1日

## 3. 調査項目

1. 条例規定内容個表

2. 目的外利用等に関する調べ

3-1. 実施機関に係る調査(都道府県用)

3-2. 実施機関に係る調査(市区町村用)

4. 個人情報の保護に関する体制整備等の実施状況調査

5. 条例未制定団体に対する個人情報保護対策等調査

6. 要配慮個人情報等の収集に関する調査

# 地方公共団体における個人情報保護対策等制度化調 調査結果概要

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合：%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

(※)地方の独自規定

## 個人情報保護条例の改正状況等に関する調査（平成31年1月現在）

○ 改正行政機関個人情報保護法（平成29年5月30日施行後）により導入された規定の対応状況。

	規定している団体数 （都道府県・市区町村に占める割合：％）	
	都道府県	市区町村
個人識別符号の定義	41 (87.2%)	929 (53.4%)
要配慮個人情報の定義	39 (83.0%)	880 (50.5%)
非識別加工情報の作成・提供	2 (4.3%)	5 (0.3%)



# 〈昨今の総務省における取組状況等について〉

# 行政機関個人情報保護法等の改正の概要

## 【個人情報保護法等の改正】

- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、**個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）**。  
また、**行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）**。

## 【具体的な改正内容】

- ・ **個人情報の定義の明確化**  
個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）
- ・ **要配慮個人情報の取扱いの規定**  
要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載
- ・ **行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入**
  - ① 非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
  - ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
  - ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
  - ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
  - ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備
- ・ **非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管**

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(平成29年5月19日公表)概要①

## 1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。
- ・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

## 2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
- ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

### (1) 個人情報の定義の明確化

- ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

### (2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

### (3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

### (非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

### (今後の課題)

- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

## (参考)検討会構成員

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長

宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (座長)

大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長

岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授

佐藤一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授

田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長

野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長

【事務局：自治行政局 地域情報政策室】

# 「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日 地域力創造審議官通知) の概要

## 1 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適当。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を要件とはしない)により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当。
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当。
- 要配慮個人情報の収集制限については、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、収集制限については行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入

- 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べるができることとすることが適当。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当。
- 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

## 4 その他

- 罰則 ○ オンライン結合 ○ 地方独立行政法人に係る取扱い
- 一部事務組合及び広域連合 ○ 情報公開条例の見直し

○ 改正行政機関個人情報保護法（平成29年5月30日施行後）により導入された規定の対応状況。

	規定している団体数 （都道府県・市区町村に占める割合：％）	
	都道府県	市区町村
個人識別符号の定義	41 (87.2%)	929 (53.4%)
要配慮個人情報の定義	39 (83.0%)	880 (50.5%)
非識別加工情報の作成・提供	2 (4.3%)	5 (0.3%)

## 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要

### (1) 趣旨

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」(平成30年4月20日報告書公表)において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

### (2) 開催期間

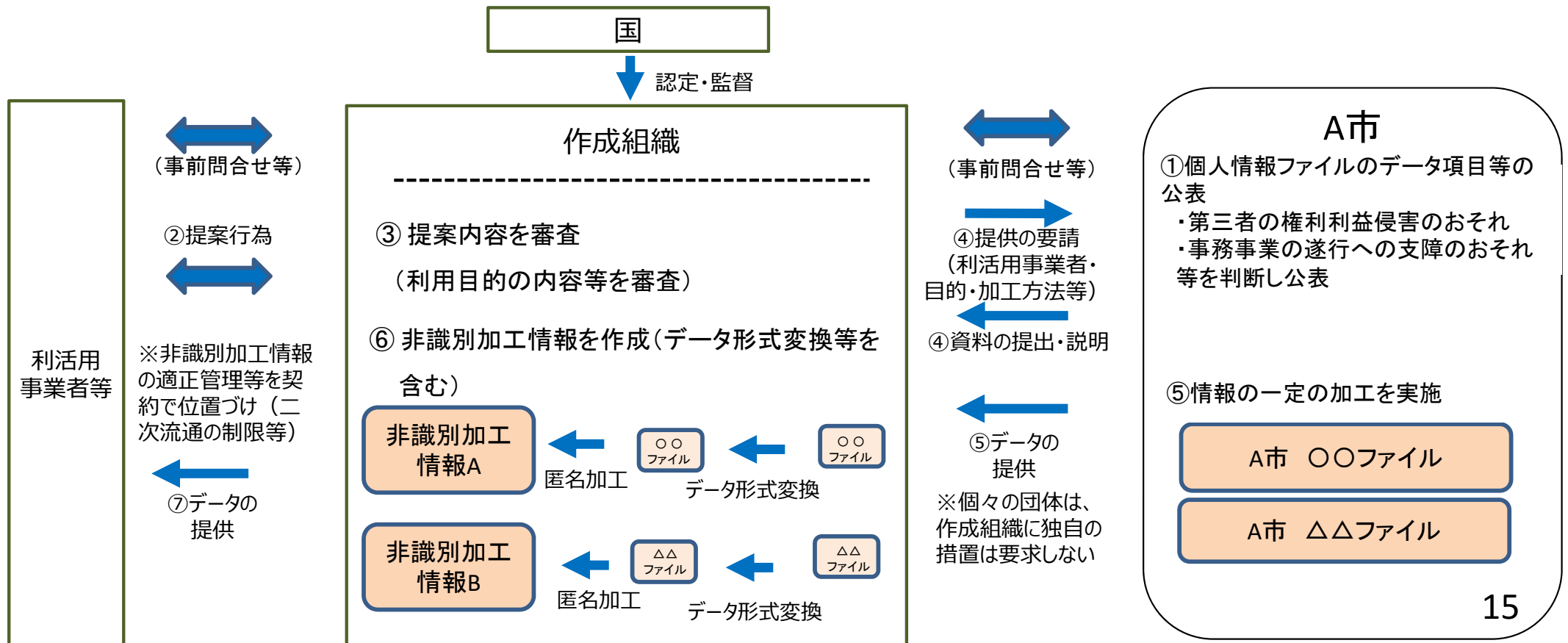
平成30年8月21日～

### (3) 構成員

犬塚 克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
○宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授(H31.3.15退任)
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長
○岡村 久道	弁護士、京都大学大学院医学研究科講師(H31.3.15より座長)
佐光 正夫	徳島県政策創造部統計データ課長(H31.3.15退任)
佐藤 一郎	国立情報学研究所副所長 教授
寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授(R元.7.10より構成員)
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員
矢島 征幸	茨城県五霞町町民税務課主幹
綿貫 史郎	徳島県政策創造部統計データ課長(R元.7.10より構成員)

## 有識者検討会における検討結果について

- 有識者検討会では、作成組織の認定基準、加工基準や安全管理措置等の規律、地方公共団体からの情報の提供等、法制上の措置を講じることが想定される論点について、検討を重ね、中間とりまとめを行ったもの。
- 作成組織については、今回整理した法制的な論点に加え、事業採算性等の実効性を検証し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる必要があり、「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)において、検討を行った。
- WGにおいては、事業採算性について現時点において非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいい難いこと、地方公共団体とのデータ受渡し等にどの程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、作成組織の仕組みに係る事業採算性を明確に評価することは難しい状況にあるとされたところ。

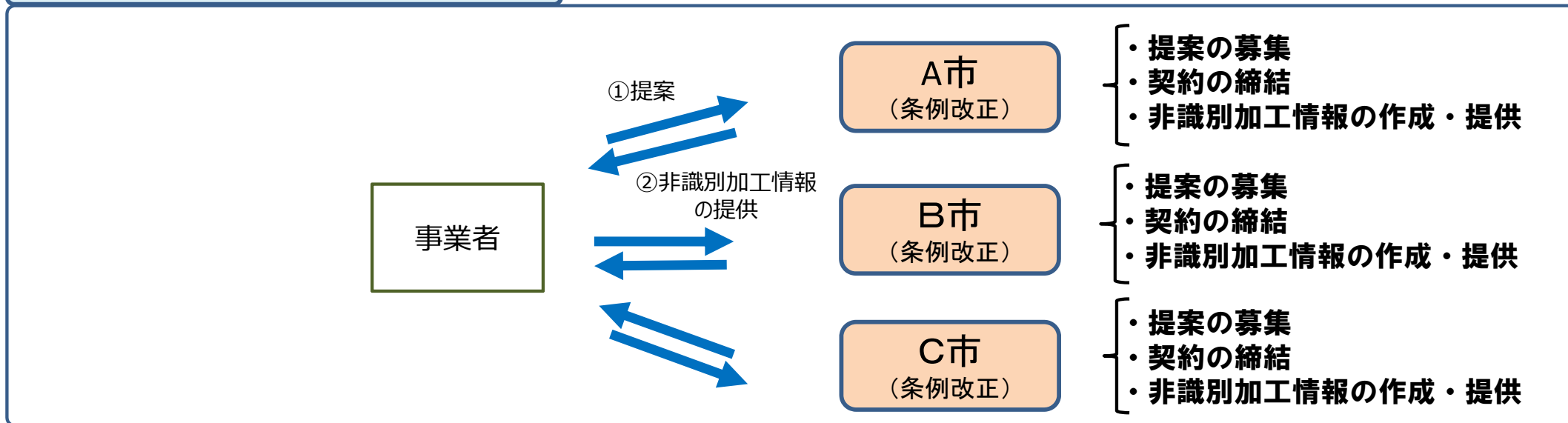




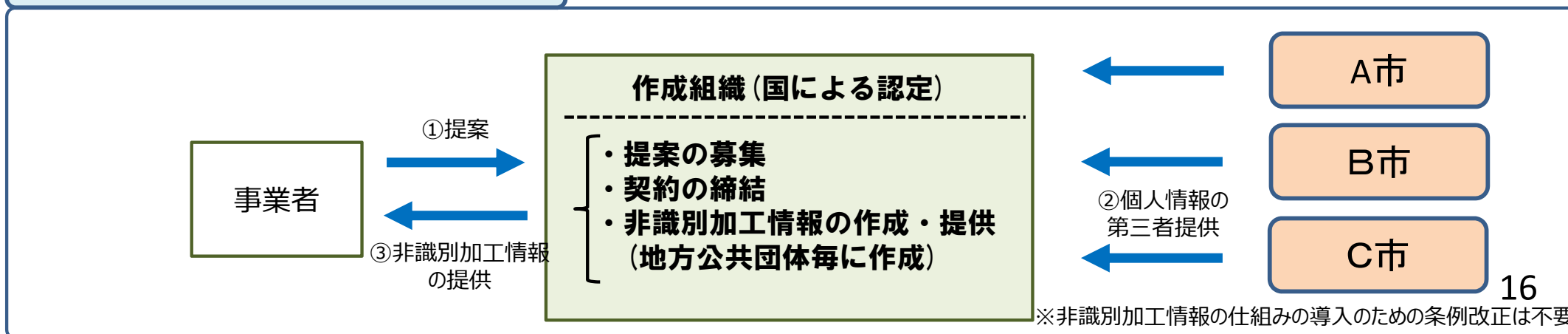
## 「作成組織」と「条例」による非識別加工情報の作成・提供について

- 作成組織の仕組みは、データを活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行うことが適当であることから、検討を進めてきたもの。

### 条例に基づく作成・提供の仕組み



### 作成組織による作成・提供の仕組み



# <參考資料>

## Ⅲ 個人情報保護対策

### 第1節 条例制定の状況

個人情報保護対策等に係る条例の制定率は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、100%となっている。

#### 1 条例における主な規定内容

##### (1) 死者に関する情報の取扱い

第3表 死者に関する情報の取扱い

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
死者に関する情報		
生者に関する情報のみ対象	17 ( 36.2% )	740 ( 42.5% )
死者に関する情報も対象	30 ( 63.8% )	1,001 ( 57.5% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

##### (2) 他の情報との照合

第4表 他の情報との照合

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
他の情報との照合		
容易に照合できるものを含む(※1)	1 ( 2.1% )	212 ( 12.2% )
照合できるものを含む(※2)	46 ( 97.9% )	1,529 ( 87.8% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※1 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を保護の対象に含む。

※2 他の情報と照合(容易ではない照合を含む。)することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を保護の対象に含む。

(3) 個人情報取扱業務の開始等に関する規定

第5表 個人情報取扱業務の開始等に関する規定

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
個人情報取扱業務の開始等に関する規定	47 ( 100.0% )	1,714 ( 98.4% )
うち審議会等への意見聴取・審議	4 ( 8.5% )	422 ( 24.2% )
うち首長への報告・届出・登録	34 ( 72.3% )	1,488 ( 85.5% )
うち記録項目等を記載したファイル簿等の作成・公表	47 ( 100.0% )	1,588 ( 91.2% )
規定がない	0 ( 0.0% )	27 ( 1.6% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(4) 個人識別符号の定義

第6表 個人識別符号の定義

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
個人識別符号の定義		
行個法(※)第2条第3項と同様の規定がある	41 ( 87.2% )	809 ( 46.5% )
行個法(※)第2条第3項と同様の規定がない	6 ( 12.8% )	932 ( 53.5% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※ 行個法とは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)のことをいう。

(5) 要配慮個人情報の定義

第7表 要配慮個人情報の定義

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
要配慮個人情報の定義		
行個法(※)第2条第4項と同様の規定がある	34 ( 72.3% )	755 ( 43.4% )
行個法(※)第2条第4項と同様の規定がない	13 ( 27.7% )	986 ( 56.6% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※ 行個法とは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)のことをいう。

(6) 個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成

第8表 個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成規定あり	47 ( 100.0% )	1,659 ( 95.3% )
うち個人情報ファイル簿(※1)	4 ( 8.5% )	528 ( 30.3% )
うち個人情報取扱事務登録簿等(※2)	44 ( 93.6% )	1,426 ( 81.9% )
作成規定なし	0 ( 0.0% )	82 ( 4.7% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※1 この調査において、「個人情報ファイル簿」とは、各団体における個人情報の保有状況を公表すること又は個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業を行うことができるようにすることを目的として、個人情報を含む情報の集合物(データベース等)を単位として作成する帳簿等であって、それぞれの情報の集合物の利用目的、記録項目、記録範囲、収集方法等について記載したものをいう。

※2 この調査において、「個人情報取扱事務登録簿等」とは、各団体における個人情報の保有状況を公表することを目的として作成する帳簿等であって、個人情報ファイル簿以外のものをいう。(例: 個人情報を取り扱う事務を単位として作成した、個人情報取扱事務登録簿)

(7) 個人情報の保有状況を記録した帳簿等の公表

第9表 個人情報の保有状況を記録した帳簿等の公表

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の公表規定あり	47 ( 100.0% )	1,610 ( 92.5% )
うち個人情報ファイル簿	4 ( 8.5% )	507 ( 29.1% )
うち個人情報取扱事務登録簿等	44 ( 93.6% )	1,378 ( 79.1% )
公表規定なし	0 ( 0.0% )	131 ( 7.5% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(8) 個人情報の保有状況を記録した帳簿等に要配慮個人情報の記載の有無

第10表 個人情報の保有状況を記録した帳簿等に要配慮個人情報の記載の有無

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
個人情報の保有状況を記録した帳簿等に要配慮個人情報の記載の有無	29 ( 61.7% )	466 ( 26.8% )
うち個人情報ファイル簿	3 ( 6.4% )	128 ( 7.4% )
うち個人情報取扱事務登録簿等	27 ( 57.4% )	380 ( 21.8% )
公表規定なし	18 ( 38.3% )	1,275 ( 73.2% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

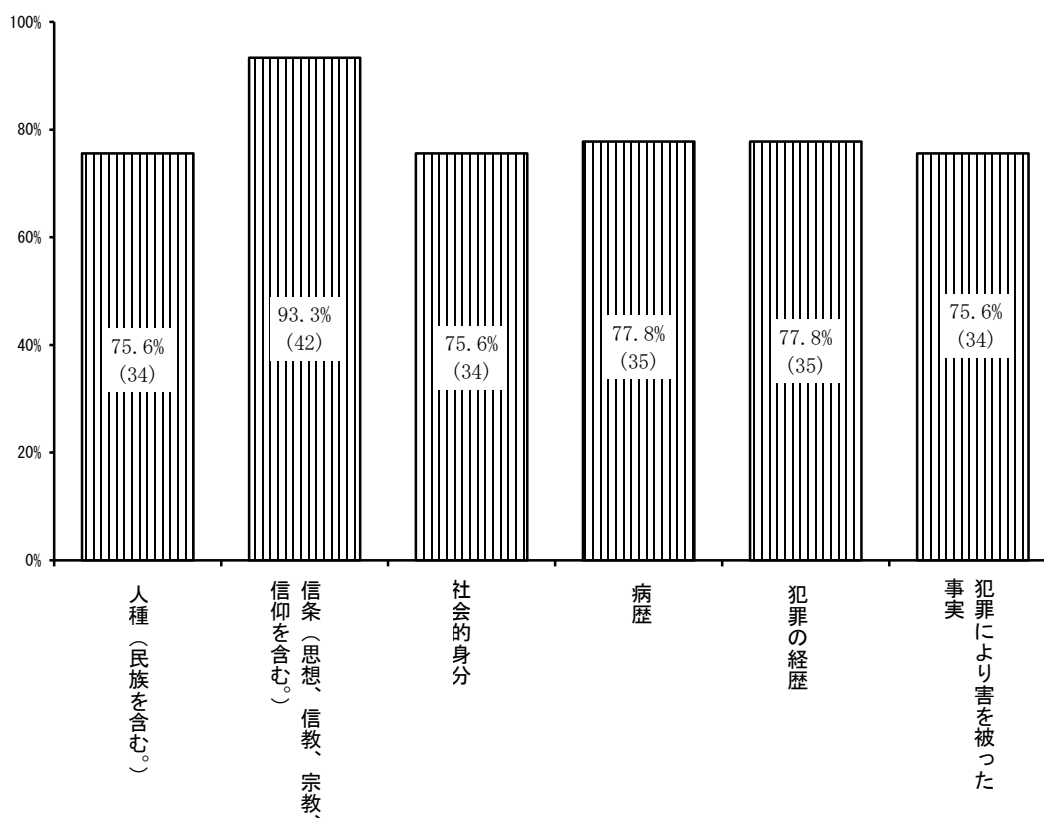
(9) 情報の種類による収集・記録規制

第11表 情報の種類による収集・記録規制

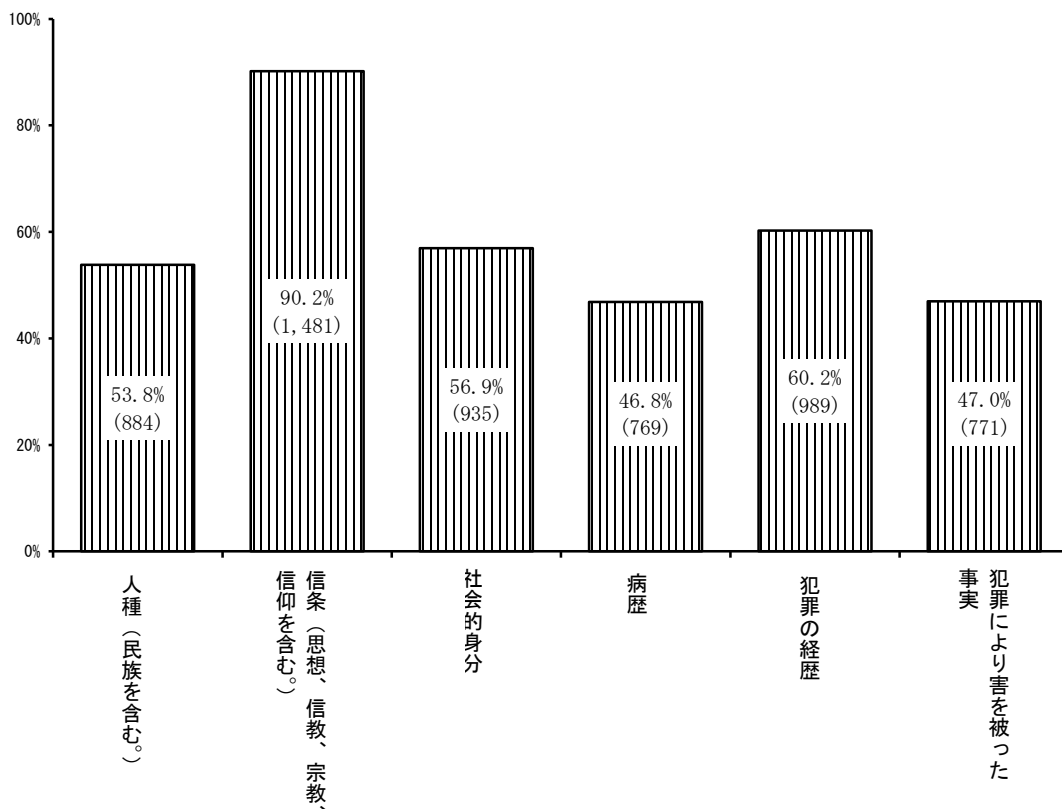
規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
情報の種類による規制(※)		
一定の情報について収集規制	45 ( 95.7% )	1,642 ( 94.3% )
規制していない	2 ( 4.3% )	99 ( 5.7% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※ 情報自体の性格から、個人の人格的利益に関わるおそれのある、いわゆるセンシティブな個人情報の収集又は記録を規制する規定

第53図 情報の種類  
都道府県 (※45団体中)



市区町村 (※1,642 団体中)

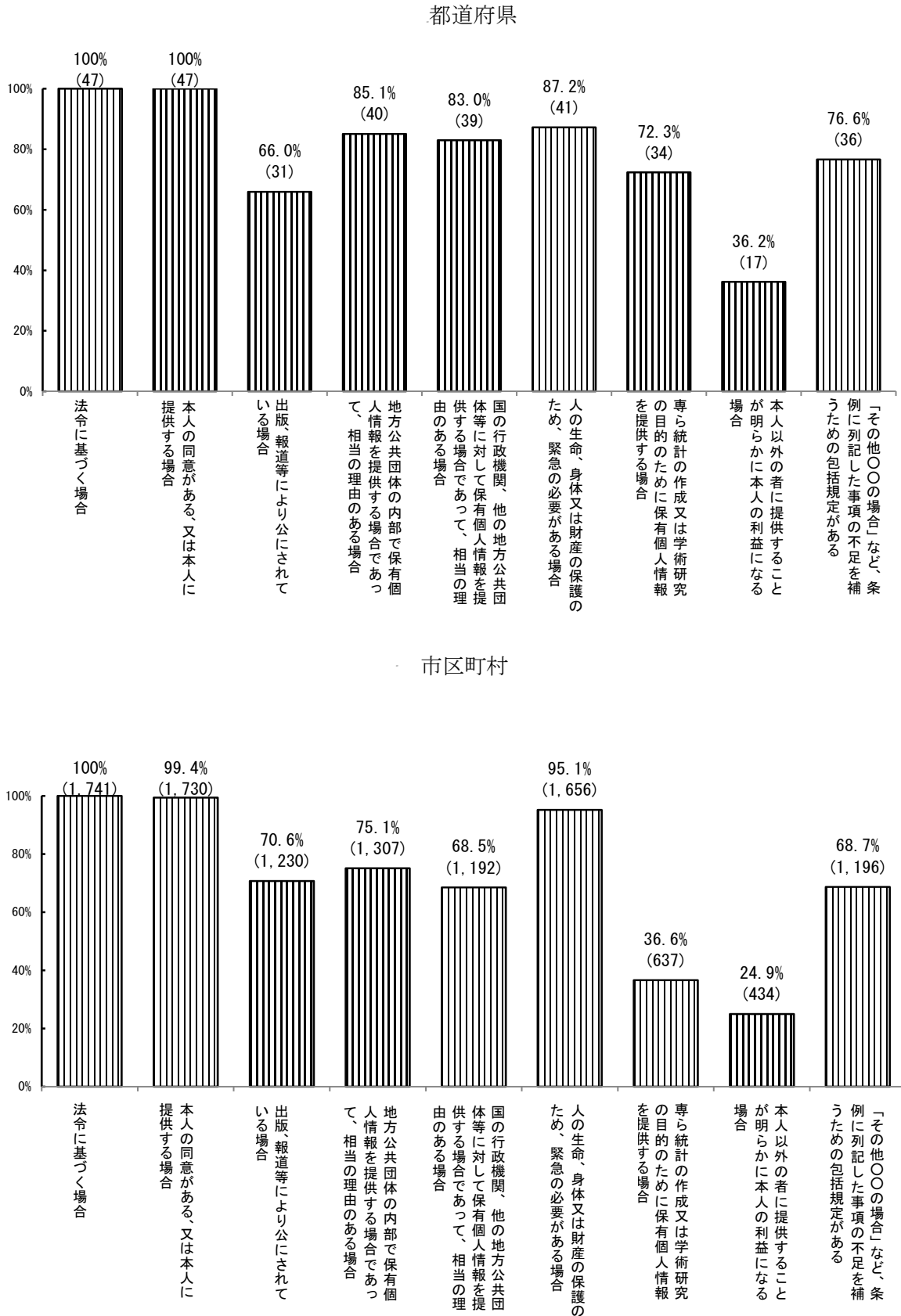




(10) 目的外利用等

※個人情報の保護に関する条例等において、地方公共団体の内部において情報の利用（収集）目的以外の目的のために個人情報を利用することができる場合及び地方公共団体の外部に提供することができる場合

第54図 目的外利用等（複数回答）



(11) 外部機関とのオンライン結合制限

第12表 外部機関とのオンライン結合制限

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
オンライン結合制限(※)		
外部機関とのオンライン結合制限	44 ( 93.6% )	1,631 ( 93.7% )
規制していない	3 ( 6.4% )	110 ( 6.3% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※ 通信回線を通じた結合による個人情報の外部提供に関する制限

(12) 維持管理に関する規制

第13表 維持管理に関する規制

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
維持管理に関する規制	47 ( 100.0% )	1,740 ( 99.9% )
うち正確性・最新性の確保	4 ( 8.5% )	422 ( 24.2% )
うち漏洩の防止	34 ( 72.3% )	1,488 ( 85.5% )
うち不要情報の廃棄	47 ( 100.0% )	1,588 ( 91.2% )
規制していない	0 ( 0.0% )	1 ( 0.1% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(13) 自己情報の開示・訂正等

第 14 表 自己情報の開示・訂正等

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
自己情報の開示・訂正等		
開示の請求	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )
訂正の請求	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )
利用停止の請求	47 ( 100.0% )	1,688 ( 97.0% )

(14) 非識別加工情報の作成・提供

第 15 表 非識別加工情報の作成・提供

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
非識別加工情報の作成・提供		
作成・提供規定あり	2 ( 4.3% )	3 ( 0.2% )
作成・提供規定なし	45 ( 95.7% )	1,738 ( 99.8% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(15) 外部委託時の規制

第 16 表 外部委託時の規制

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
外部委託時の規制	47 ( 100.0% )	1,739 ( 99.9% )
うち受託業者又は受託業務従事者の責務	47 ( 100.0% )	1,736 ( 99.7% )
うち契約等による個人情報保護措置の義務付け	47 ( 100.0% )	1,438 ( 82.6% )
規制していない	0 ( 0.0% )	2 ( 0.1% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※ 地方公共団体の外部に情報の処理を委託する際、個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう義務づける規定

(16) 個人情報を取り扱う職員の責務

第 17 表 個人情報を取り扱う職員の責務

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
個人情報を取り扱う職員の責務		
規定がある	47 ( 100.0% )	1,702 ( 97.8% )
規定がない	0 ( 0.0% )	39 ( 2.2% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(17) 当該地方公共団体が行う個人情報の取扱に関する苦情処理の規定

第 18 表 当該地方公共団体が行う個人情報の取扱に関する苦情処理の規定

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
地方公共団体が行う個人情報の取扱に関する苦情処理の規定		
規定がある	44 ( 93.6% )	1,457 ( 83.7% )
規定がない	3 ( 6.4% )	284 ( 16.3% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(18) 当該地方公共団体職員に対する罰則

第 19 表 当該地方公共団体職員に対する罰則

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
当該地方公共団体職員に対する罰則		
規定がある	47 ( 100.0% )	1,309 ( 75.2% )
規定がない	0 ( 0.0% )	432 ( 24.8% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

(19) 受託業者に対する罰則

第 20 表 受託業者に対する罰則

規 定 項 目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
	都道府県	市区町村
受託業者に対する罰則		
規定がある	26 ( 55.3% )	656 ( 37.7% )
規定がない	21 ( 44.7% )	1,085 ( 62.3% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

## 2 民間事業者に対する規定

### (1) 対象部門

※規定の対象となる部門の範囲

第21表 条例等の規制対象とする部門の範囲

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
対象部門		
公的部門のみを対象	10 ( 21.3% )	296 ( 17.0% )
公的部門及び民間部門を対象	37 ( 78.7% )	1,445 ( 83.0% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

### (2) 事業者に対する指導・勧告等

第22表 地方公共団体の監視体制

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
地方公共団体の監視体制	11 ( 23.4% )	537 ( 30.8% )
うち資料提出・調査・立入(※1)	11 ( 23.4% )	443 ( 25.4% )
うち指導・勧告(※2)	10 ( 21.3% )	511 ( 29.4% )
うち公表(※3)	10 ( 21.3% )	404 ( 23.2% )
規定がない	36 ( 76.6% )	1,204 ( 69.2% )
合計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

- ※1 事業者がその責務規定等に違反するおそれがある場合等に、事業者に対し地方公共団体が行う資料提供・調査・立入調査等への協力を要請する旨の規定があること。
- ※2 事業者がその責務規定等に違反していると認められる場合等に、当該行為の是正、中止等について指導・勧告を行うことができる旨の規定があること。
- ※3 事業者が資料提供・調査・立入調査等の協力要請や指導・勧告に従わない場合に、当該事業者名やその経緯を公表できる旨の勧告を行うことができる旨の規定があること。

(3) 苦情の処理

第23表 苦情の処理に関する規定

規定項目	規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
苦情処理、苦情相談窓口の設置(※)		
規定がある	25 ( 53.2% )	623 ( 35.8% )
規定がない	22 ( 46.8% )	1,118 ( 64.2% )
合 計	47 ( 100.0% )	1,741 ( 100.0% )

※ 事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情処理に関する規定[例：適切に処理するように努めることを規定、地方公共団体内に苦情相談窓口を置くことを規定 等]

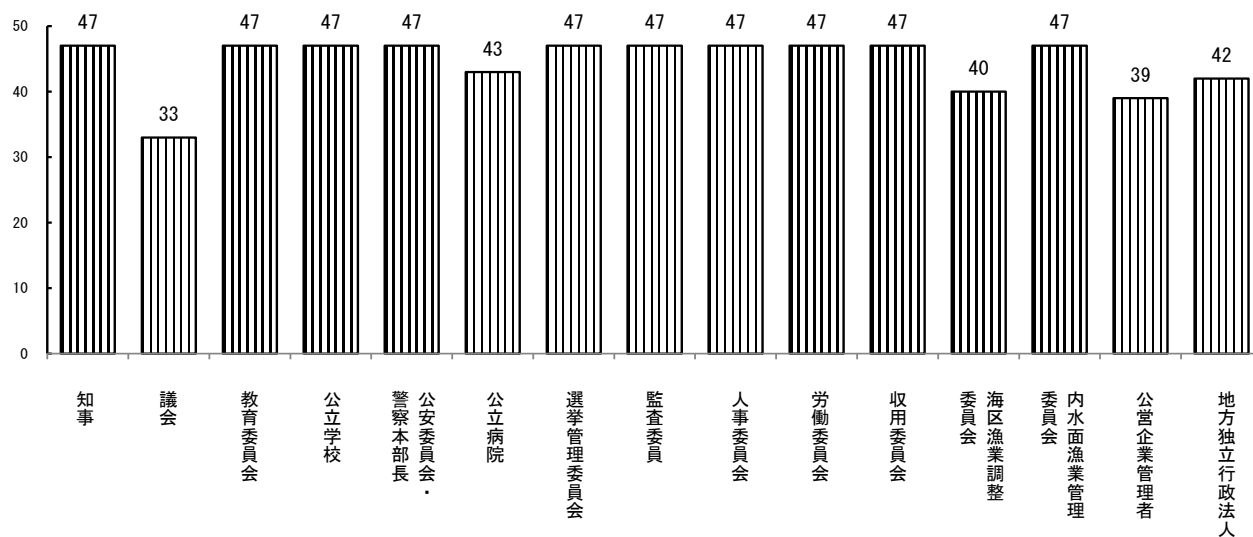


## 第2節 実施機関

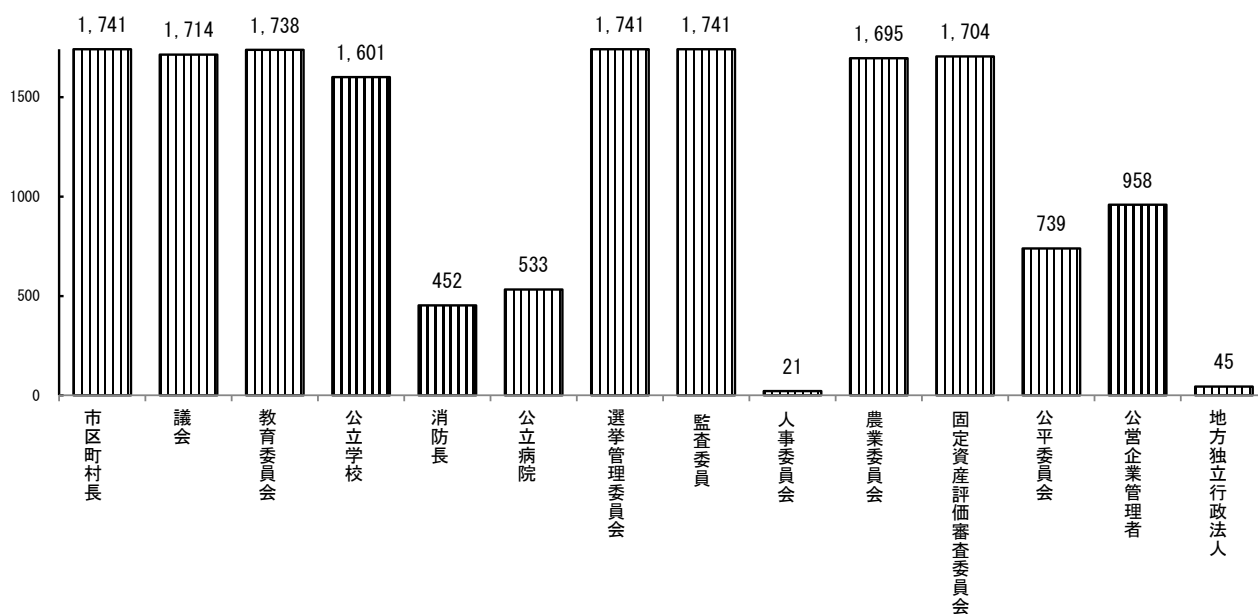
※個人情報の保護に関する条例等における実施機関。(機関を有していない団体は下図に含まれない)

### 第55図 実施機関（複数回答）

#### 都道府県



#### 市区町村



### 第3節 個人情報の保護に関する体制整備等

(注) 対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

#### 1 管理体制の整備

第24表 管理体制の整備

	団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
管理体制の整備		
実施機関全体の責任者の指定	19 ( 40.4%)	1,002 ( 57.6%)
各部署ごとの責任者の指定	29 ( 61.7%)	1,173 ( 67.4%)

#### 2 職員に対する教育・研修の実施

第25表 職員に対する教育・研修の実施

	団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
職員に対する研修等の実施(※)		
実施している	47 ( 100.0%)	1,444 ( 82.9%)
実施していない	0 ( 0.0%)	297 ( 17.1%)
合 計	47 ( 100.0%)	1,741 ( 100.0%)

※ 自ら教育・研修を実施する場合のほか、他の行政機関等が主催する研修への職員の派遣や庁内で開催する情報セキュリティ研修やe-ランニング研修等で個人情報の保護に関する内容が実施されている場合も含む。

### 3 監査・点検の実施

第26表 監査・点検の実施

	団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
監査・点検の実施		
実施している	27 ( 57.4%)	594 ( 34.1%)
実施していない	20 ( 42.6%)	1,147 ( 65.9%)
合 計	47 ( 100.0%)	1,741 ( 100.0%)

### 4 住民等への個人情報保護制度の周知

第27表 住民等への個人情報保護制度の周知

	団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
住民等への個人情報保護制度周知		
インターネット等により周知	46 ( 97.9%)	945 ( 54.3%)
説明会等による周知	18 ( 38.3%)	95 ( 5.5%)

### 5 運用状況等の公表

第28表 運用状況等の公表

	団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
	都道府県	市区町村
条例の運用状況等の公表		
公表している	47 ( 100.0%)	1,596 ( 91.7%)
公表していない	0 ( 0.0%)	145 ( 8.3%)
合 計	47 ( 100.0%)	1,741 ( 100.0%)